

## 砥部町要介護認定等に係る情報提供制度要綱

平成17年1月1日

砥部町告示第28号

(趣旨)

第1条 この告示は、居宅サービス計画、介護予防サービス計画、介護予防ケアマネジメント(以下「介護サービス計画等」という。)の作成等介護保険事業の適切な運営を目的として、本町が行う要介護認定及び要支援認定(以下「要介護認定等」という。)に係る情報提供制度(以下「情報提供制度」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(提供対象資料)

第2条 情報提供制度により提供を行う資料は、次に掲げるとおりとする。ただし、第3号の資料については、同資料中の介護サービス計画等に利用されることの同意欄について、主治医の同意がある場合に限り、提供の対象とする。

- (1) 認定調査票(一次判定)
- (2) 認定調査票(特記事項)
- (3) 主治医意見書
- (4) 認定審査会記録

(提供対象者)

第3条 情報提供制度による資料の提供は、次に掲げる者からの申出に基づいて行うものとする。

- (1) 介護保険被保険者本人(以下「本人」という。)
- (2) 本人を介護している親族
- (3) 本人と居宅介護支援の提供に関する契約を締結している指定居宅介護支援事業者
- (4) 本人と介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供に関する契約を締結している介護予防支援事業者

- (5) 本人と施設介護の提供に関する契約を締結している介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院又は介護療養型医療施設
- (6) 本人と認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する契約を締結している事業者
- (7) 本人と特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を締結している事業者
- (8) 本人と地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を締結している事業者
- (9) 本人と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する契約を締結している事業者
- (10) 本人と小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する契約を締結している事業者
- (11) 本人と複合型サービスの提供に関する契約を締結している事業者  
(申出の手続)

第4条 前条の規定による申出を行おうとする者(以下「申出者」という。)は、要介護認定等の資料提供に係る申出書(別記様式。以下「申出書」という。)を提出するものとする。

- 2 申出者が本人以外の場合は、申出書の本人同意欄への自署を要するものとする。
- 3 本人の身体上の理由等により本人自署ができない場合については、親族による代筆をもって、本人自署に準ずるものとして取り扱うことができる。この場合において、代筆者は、申出書に代筆者の氏名・本人との続柄を記入しなければならない。
- 4 申出者は、事業者及びその職員であることを証する書類(以下「申出者確認書類」という。)を提示するものとする。
- 5 申出者は、本人との契約関係又は契約を予定していることが明らかになる書類(以下「契約関係書類」という。)を提示するものとする。

6 申出者は、第4項により提示する申出者確認書類又は第5項により提示する契約関係書類を本町において複写することに同意するものとする。

(資料の提供)

第5条 前条の規定による申出があったときは、本人が申請してから介護認定審査会の審査判定が終了するまでの期間に申込がなされた場合又はその他その場で資料の提供ができない特段の事情がある場合を除き、速やかに申出に係る資料の写しを交付するものとする。

2 前項の規定により交付する写しの部数は、同一の申出者につき1部に限るものとする。

3 町長は、前条第4項に基づいて提示される申出者確認書類又は前条第5項に基づいて提示される契約確認書類を複写し、申出書とともに保存するものとする。ただし、本人と事業者との居宅(介護予防)サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書が、本町に提出されている場合は省略することができる。

4 情報提供の申出は、当該認定の有効期間終了後は行うことができない。ただし、本人が町外転出した場合に限り、砥部町の認定結果に基づき転出先市町村が行った認定の有効期間内も、行うことができる。

5 町長は、申出者に対し、当該資料の写しの作成及び送付に要する実費を負担させることができる。

(申出者の遵守事項)

第6条 申出者は、情報提供制度により提供を受けた資料について、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 本人の情報(以下「本人情報」という。)又は本人の親族の情報(以下「親族情報」という。)を本人の介護サービス計画等の作成以外の目的に使用しないこと。

(2) 本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ、若しくは提供し、又は親族情報を本人の親族の文書による同意を得る

ことなく当該親族以外の者に知らせ、若しくは提供しないこと。

- (3) 本人の同意を得ることなく、介護サービス計画等の作成以外の目的で複製し、又は複製しないこと。
- (4) 資料は厳重に管理し、紛失し、又は破損しないよう適性に保管するとともに、その資料を紛失し、又は破損した場合は、直ちに本人に連絡し、その指示に従い善処すること。
- (5) 本人との契約関係が終了した場合その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料(複製し、又は複製したものを含む。)を本人に提供し、又は責任を持って廃棄すること。
- (6) 本人又は本町から資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じること。

(遵守事項違反に対する措置)

第7条 町長は、資料の提供を受けた者が前条第1項各号に規定する事項を遵守しなかった場合は、それ以降の情報提供制度による資料の提供を行わないことができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の砥部町要介護認定等に係る情報提供制度要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年8月26日告示第207号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 1 この告示の施行の際この告示による改正前の砥部町老人ホーム入所判定委員会規程、砥部町地域ケア体制整備事業実施要綱、砥部町生きがい活動支援通所事業実施要綱、砥部町軽度生活支援事業実施要綱、砥部町生活管理指導員派遣事業実施要綱、砥部町老人日常生活用具給付等事業実施要綱、砥部町生活管理指導短期宿泊事業実施要綱、砥部町「食」の自立支援事業実施要綱、砥部町家族介護事業実施要綱、砥部町要介護認定等に係る情報提供制度要綱、平成17年度砥部町在宅寝たきり老人等介護手当支給事業実施要綱及び平成17年度短期入所生活介護助成事業実施要綱の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

要介護認定等の資料提供に係る申出書

年 月 日

砥部町長 様

私は、次のとおり介護保険の被保険者に係る要介護認定等に関する資料について、提供されるよう申し出ます。なお、資料の提供を受けたときは、裏面記載の遵守事項を守り、私の責任で資料を適正に管理することを約束します。

申出者 (窓口に来られた方)	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所	〒 連絡先		
	被保険者との関係 ※該当する□に「レ」印を記入してください。	<input type="checkbox"/> 被保険者本人	<input type="checkbox"/> 親族 ( )	
	<input type="checkbox"/> 介護サービス計画等の作成を行う事業者 (所在地) (事業者の名称)			
申出者の確認等	<input type="checkbox"/> 身分証明書	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
被保険者	被保険者番号			
	フリガナ		性別	男 ・ 女
	氏名			
住所	〒 生 年 月 日 年 月 日			
提供資料	<input type="checkbox"/> 認定調査票 (一次判定) <input type="checkbox"/> 認定調査票 (特記事項) <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 認定審査会記録 ※ 該当する□に「レ」印を記入してください。			

【本人同意欄】

私は、上記の申出者が下の者であることを証するとともに、砥部町が保有する私の上記資料について、申出者に提供することに同意します。

- 私と契約を締結した介護サービス計画等の作成を行う事業者  
 私の親族 ( )

本人署名

代筆者氏名(続柄)

※代筆の場合も本人氏名のご記入をお願いします。

## 遵 守 事 項

- 1 私は、提供を受けた資料に係る被保険者（以下「本人」という。）の情報（以下「本人情報」という。）又は被保険者の親族の情報（以下「親族情報」という。）を本人の介護サービス計画の作成以外の目的には使用しません。
- 2 私は、本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ、若しくは提供し、又は親族情報を親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ、若しくは提供することはありません。
- 3 私は、本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を介護サービス計画の作成以外の目的で複写し、又は複製しません。
- 4 私は、提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失し、又は破損しないよう適正に保管するとともに、提供を受けた資料を紛失し、又は破損した場合は、直ちに本人に連絡し、その指示に従い善処します。
- 5 私は、本人との契約関係が終了した場合その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料（複写し、又は複製したものを含む。）を本人に提供し、又は責任を持って廃棄します。
- 6 私は、本人又は砥部町から資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じます。

（注）上記の遵守事項に違反した場合、今後の資料提供が受けられなくなる場合があります。